

船 舶 明 細

イーライン株式会社
TEL:052-618-5088
FAX:052-618-5066

船 名	第八雄和丸
船 舶 番 号	第200-26062号
総 ト ン 数	19トン
長さ×幅×深さ	14.47×4.62×1.90(m)
馬 力 (機 関)	ミツビシ 1,000PS
航 行 区 域	沿海区域
船 質	鋼
建 造 年 月	平成6年6月
旅 客 定 員	12名
船 籍 港	名古屋市
警 戒 通 信 設 備	GPS・国際VHF無線 レーダー・AIS
救 命 設 備	救命浮器 1個(12人用) 救命胴衣 12着
船 舶 検 査 証 交 付 年 月 日	令和5年6月30日

船舶検査証書

名古屋 第2-2025号(書換)

船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船籍港又は定係港
汽船 第八雄和丸	第200-26062号	愛知県名古屋市
総トン数又は船舶の長さ	用途	船舶所有者
19 トン (14.47メートル)	曳船兼押船兼交通船	筆頭者 イーライン株式会社 外1人
航行区域又は従業制限 (国際航海に従事する船舶にあつてはその旨)	沿海区域 ただし、 (1) 北緯34度41分12秒東経137度29分49秒の地点から180度 に引いた線と、愛知県伊良湖岬を経て、三重県赤石鼻から135度 に引いた線の間における本州の海岸から10海里以内の水域、 (2) 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸 が沿海区域に接するものの各海岸から5海里以内の水域、並びに、 (3) 船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。	
最大とう載人員	旅客	交通船の場合 9人 その他の場合 0人
	船員	交通船の場合 3人 その他の場合 2人
	その他の乗船者	交通船の場合 0人 その他の場合 10人
	計	交通船の場合 12人 その他の場合 12人
制限気圧		
その他の航行上の条件	・船舶安全法施行規則第2条第2項第3号ロからチに掲げるバージと結合して一体となって航行することを禁ずる。 (同規則第13条の6のただし書きの規定の適用を受ける場合を除く。)	
有効期間	令和11年 1月10日 まで	
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 令和 5年 6月30日 (鳥羽)		
日本小型船舶検査機構 		